

【令和6年度版】

認定こども園

武雄くらら園

重要事項説明書（入園のしおり）

社会福祉法人 新光会

1. 事業者

(1)運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	社会福祉法人 新光会
事業者の所在地	佐賀県武雄市山内町大字鳥海 9681-1
事業者の連絡先	電話:0954-45-2056
代表者の氏名	理事長 大宅 修

(2)園の概要

種 別	幼保連携型認定こども園
名 称	認定こども園 武雄くらら園
所在地	佐賀県武雄市山内町大字鳥海 9681-1
連絡先	(電話)0954-45-2056 (FAX)0954-45-2303
施設長名	園長 大宅 修
開設年月日	昭和25年9月5日

利用定員

年齢区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計
1 号	-	-	-	5 人	5 人	5 人	1 5 人
2 号・3 号	1 0 人	1 7 人	1 8 人	2 5 人	2 5 人	2 5 人	1 2 0 人
合 計	1 0 人	1 7 人	1 8 人	3 0 人	3 0 人	3 0 人	1 3 5 人

基本理念・方針

「目標」・・・年齢に応じたカリキュラムによって養護と教育の両面から「体験」を通し、心身ともに健やかで豊かな人間性を持った子供に育てることを目指す。

「方針」・・・子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を養うよう、子どもの「生活と発達の連続性」を大切にする。

2. 施設の概要

(1) 施設全体の概要

園 舎	構造:鉄骨造2階建て 2棟 延べ 1388.06 m ²
敷地	敷地全体:3536.50 m ² 園庭: 1044.92 m ²

(2) 施設の概要

主な設 備	部屋数	概 要
保育室	5 室	梅 1 歳児クラス、2歳児クラス、3歳児クラス 4歳児クラス、5歳児クラス
乳児室 ほふく室	1 室	0歳児保育室[ほふく室含む]
多目的ホール(遊戯室)	2 室	ぽっぽ館ホール・みんなのホール
調理室	1 室	
相談室	1 室	
図書コーナー	3か所	
会議室	1 室	
シャワー室	1 室	
調乳室	1 か所	

3. 提供する教育・保育の内容

時間外保育 [預かり保育・延長保育]	支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育特定教育・保育 必要量の範囲内において保育を提供します。 就労等の理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、後述の「利用認定ごとの教育・保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日」に規定する時間の範囲内において、子ども・子育て支援法第59条第1号に規定する時間外保育を提供します。
-----------------------	---

〔食物アレルギー対応〕 アレルゲンの除去食対応を実施します。実施可否は別途、医師の指導の下「食物アレルギー指示書」(厚生労働省作成成分を使用)を提出いただき、園長・看護師・栄養士が対応可と判断した場合に実施します。

《留意事項》

「複数のアレルギーの対応の必要な方」、「作業上対応が難しい食物」、「微量でも反応が出る方」、「アナフィラキシー既往がある方」、「調理段階での厳格な管理が必要な方」等で安全な給食の提供は困難と判断される場合は、お弁当〔給食〕の持参をお願いする場合があります。

4. 教職員体制(令和6年4月1日現在)

職 種	員 数	常勤	非常勤	備 考
園 長	1 人	1 人		高等学校教諭二種(数学・工業)、 中学校教諭一種(数学)
副園長	1 人	1 人		社会福祉士、幼稚園教諭一種、保育士、高等学校教諭一種(公民)、中学校教諭一種(社会)、養護学校教諭一種、等
主幹保育教諭	1 人	1 人		幼稚園教諭、保育士
副主幹保育教諭	1 人	1 人		幼稚園教諭、保育士
保育教諭	9人	9 人		幼稚園教諭、保育士、内)養護教諭 2 名
保育士	1 人	1 人		保育士、子育て支援員、介護福祉士
子育て支援員 保育補助	2人	2人		中学校教諭(音楽)
保育者、講師、 事務員など	2人		2人	リズム(リミック)教室講師[保育士、幼稚園教諭免許、リミック講師資格]、英語教室講師[幼稚園教諭]
給食スタッフ	3人	3人		管理栄養士、栄養士、調理師
正看護師	1 人	1 人		
公認心理士	1 人		1 人	臨床心理士・高校(英語)教諭免許
園嘱託医	2 人		2 人	内科・歯科
園薬剤師	1人		1人	
運転士	2 人		2 人	大型2種、大型1種

4. 利用認定ごとの教育・保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日

(1) 1号認定子ども[教育標準時間認定]・・・幼稚園部

提供する曜日 月曜日～土曜日 ※土曜日は午前中のみ

保育時間 教育標準時間 8:30～14:30(6時間)

預かり保育(延長保育)・・・有料での利用になります。

保育時間 朝 : 7:00～ 8:30

預かり : 14:31～16:00

夕方延長: 16:01～19:00

土曜日: 12:01～19:00

休業日 日曜日・祝日

年末年始(12月29日～1月3日)

夏季休業(8月13日～8月21日)

春季休業(3月24日～4月2日)

その他園長が必要と認めた日

(2) 2号・3号認定子ども[保育認定]・・・保育園部

提供する曜日 月曜日～土曜日

開園時間 月～土曜日 7:00～19:00

保育時間 保育標準時間 8:00～18:00(11時間)

保育短時間 8:00～16:00(8時間)

延長保育 朝: 7:00～8:00(無料)

夕: 18:00～19:00

※但し、おやつを18時に提供の為、18時以降にお迎えの方はおやつ代をお支払い頂きます。

保育標準時間

保育短時間

朝: 7:00～8:00(有料)

夕: 16:01～19:00(有料)

休業日 日曜日・祝日

年末年始(12月29日～1月3日)

5. 保育料等

教育・保育に係る利用者負担(月額保育料)・・・1号・2号・3号認定共通

- 本園に対し、教育・保育給付認定を受けた市町村が定める保育料をお支払い頂きます。

尚、幼児教育・保育の無償化により1号・2号認定の保育利用料は無償化となります。

但し、副食費は除きます。

- 1号認定・2号認定の園児(満3歳児クラス以上)のみに係る費用

給食(副食・おやつ)代・・・月額 5,000 円

(1)1号認定の入園時に必要となる費用等[入園時諸経費等]

項 目	内容、負担を求める理由、目的	金 額
入園受入準備・年間事務・施設維持費 (入園時のみ)	入園受付～入園までの準備、年間事務、施設維持費などの費用 例：入園手続関係書類や、入園前の学級名簿等の書類作成、各種教材等の準備等に関わる費用	15,000円
年間事務・施設維持費(入園2年目～)	事務手続き、園の設備の充実、維持整備のための費用	5,000 円

[注]納入いただいた上記金額は、入園を取止められた場合でも返金はありません。

(2)特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担[実費徴収等]・・・1号・2号・3号認定共通

項 目	内容、負担を求める理由、目的	金 額
個人用諸管理費	保育・教育提供に充当する費用 及び健康管理上必要となる費用 例：個人用保育月刊誌、保育中の個人写真の提供に係る費用、検尿検査代(年2回)、日本スポーツ振興センター災害共済掛金、園外保育バス代、園宿泊保育代等の行事に関わる費用	月額 1,500 円
※英語教室、リズム遊び(リミック)教室・・・年間無料 ※保護者会費・・・年間無料		
※スイミング(3歳児～5歳児)はスイミングと直接契約となり、月謝は直接スイミングにお支払いいただきます。(週一回実施、月額3,990円 2人目以降3,570円)		

(3)教育標準時間認定子どもの預かり・延長保育に係る利用者負担[預かり・延長保育料]

項 目	金 額
1号認定の預かり保育に係る利用者負担	
利用時間 朝 : 7:00～ 8:30 (1回100円)	
預かり : 14:31～16:00 (月額4,000円)	
※バス利用者はバス利用料2,000円、 預かり保育料2,000円の同額で利用頂けます。	
夕方延長: 16:01～19:00(1時間毎:200円)	
土曜日: 12:01～19:00 (1時間毎:200円)	
※但し、土曜日午前中の保育は無料(給食提供有り)	

(4) 保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担

項 目	金 額
●【保育標準時間認定】2号・3号認定(2歳児～5歳児)の延長保育に係る利用者負担 (おやつ・飲み物代として)18時におやつ・飲み物を提供します。 利用時間 18:01～19:00 (月額: 2,000円)	
●【保育標準時間認定】3号認定(0歳児:満11か月以上～1歳児)の延長保育に係る利用者負担 (おやつ・飲み物代として)18時におやつ・飲み物、ミルク等を提供します。 利用時間 18:01～19:00 (月額: 2,500円)	
●【保育短時間認定】2号・3号認定の延長保育に係る利用者負担(都度払い)	
利用時間 7:00～8:00 (2号・3号共通1回: 100円)	
16:01～17:00 (2号:100円 3号:200円)	
16:01～18:00 (2号:300円 3号:400円)	
16:01～19:00 (2号:500円 3号:600円)	

6. 支払方法(口座振替)

保育料等は届出口座より自動振替いたします。(佐賀銀行)

<注>上記の銀行に口座をお持ちでない場合は普通預金口座を開設願います。

振替日	毎月 20 日[3 月のみ:翌月15日]
自動振替できなかった場合は、現金にて納入下さい。	

請求方法

事前に書面にて保育料、副食費、バス利用料、諸管理費等の内訳をお知らせいたします。

領収書は口座引き落としの通帳の記載にて代えさせていただきます。

領収書が必要な場合は個別にお申し出ください。

7. 利用の開始及び終了に関する事項

利用者の内定方法 以下に掲げる理由がある時を除き応諾します。

[1号認定子ども]

- ① 利用定員に空きがない場合
- ② 利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合
- ③ 当該入園希望者に特別な事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合
- ④ その他特別な事情がある場合

【利用定員を上回る利用申し込みがあった場合】

保護者、子どもとの面談等を実施し、応諾判断の場合は、次の方法により選考を行い、

以下の優先順位により園長が入園者を決定します。

- ①在園児・卒園児の弟妹
- ②抽選による選考

[2号・3号認定の子ども]

利用者の内定方法	自治体(市町村)と施設が行う利用調整によります。
----------	--------------------------

利用の決定

利用の申込みを行った保護者が、園から当該重要事項説明書の説明を受け、内容について同意し、利用契約書(同意書)の締結による。

理由

- ①園児が小学校に就学したとき
- ②1号認定子ども、2号認定子どもに該当しなくなったとき
- ③ 保護者から退園の申し出があったとき
- ④ 利用継続が不可能と市が判断したとき
- ⑤保育料等を2ヶ月以上滞納し、支払いの目処がたたないとき
- ⑥その他、利用継続について重大な支障又は困難が生じたとき

8. 健康診断

学校保健安全法に従い以下の通り健康診断を実施しています。

内科健診・歯科健診・尿検査:全園児 年2回

9. 学校医(嘱託医)

内科嘱託医

医療法人清哲会 藤瀬医院 院長:藤瀬剛弘先生

武雄市山内町大字鳥海 9777-2 TEL:0954 -45-2007

歯科嘱託医

ふるの歯科医院 院長:古野 宏 先生

武雄市山内町大字鳥海 9082-1 TEL:0954-45-5188

10. 相談・要望・苦情窓口

担 当	氏 名	
担当者	森 雅子 田中裕美子	副園長 主幹保育教諭
責任者	大宅 修	園長
第三者委員	稲田 義邦	連絡先:0954-45-3114 元山内東小学校校長
	力安 たみ代	連絡先:0954-45-2126 元保護者会会長の妻

[相談・要望・苦情への対応方法]

- ①要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。
- ②要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。

11. 保険に関する事項

(1)賠償責任保険

保険の種類	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
保険の内容	全国社会福祉協議会保険(天災セットプラン)
保険金額	(対人賠償)1 事故につき最大10億円、1 名につき最大2億円 (園児の入院保険金1 日当たり3, 000円) (園児の通院保険1 日2, 000円)

(2)傷害保険

保険の種類	災害共済給付制度
保険の内容・金額	① 負傷・疾病 医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10 ② 傷害 4,000 万円～88 万円 登降園中の災害の場合 2,000 万円～44 万円 ③ 死亡 3,000 万円(運動に起因しない突然死 1,500 万円) 登降園中の場合 1,500 万円 詳細は日本スポーツ振興センターの WEB サイトを参照ください。
所管	独立行政法人 日本スポーツ振興センター

12. 緊急時の対応

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに園児の保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

[関係官庁]

警察署	武雄警察署 5846	電話:0954-22-2144 武雄市武雄町大字武雄
消防署	武雄消防署 電話:0954-23-0160 武雄市武雄町大字富岡12634番地 1	

13. 非常災害対策

防火管理者	園長 大宅 修
消防計画届出年月日	平成30年4月 1 日(最新)
避難訓練	避難及び初期消火を想定した訓練を月1回実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器自動通報装置、非常用大型発電機、避雷器等を備えています。
避難場所	最終避難場所:山内東小学校
緊急時の連絡手段	(電話、専用メール、での情報提供 等)

14. 気象警報発令時、地震等の対応

特別警報または暴風警報などの気象警報発令の状況に応じて、園長が安全に登園、降園または保育・教育が提供できないと判断した場合は開園時間を変更または休園する場合があります。

15. 園とご家庭との連絡方法

緊急時、または必要に応じた一斉連絡はメール送信を行います。
通常の事務的な連絡はお便り、連絡帳、メール配信にて行います。

16. 個人情報の取り扱い方法

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。職員は個人情報の保護に努め、利用目的の範囲のみで慎重に取り扱います。

17. 保育・教育提供利用に当たっての留意事項

- ① 当日、欠席又は遅刻の場合は9時までに電話にてご連絡下さい。
- ② 原則として、許可された保育時間内でのお迎えをお願いします。通常、延長保育等をご利用でない方で、緊急の場合に延長保育を利用される場合は、電話にてご連絡ください。
- ③ 熱が37.5℃以上の場合や体調不良の場合は登園をお控え下さい。また、登園後に37.5℃以上の発熱、嘔吐や下痢、その他の体調不良がある場合は、お迎えのご連絡を致しますので、ご対応ください。

18. 主な年間行事予定 ※目安ですので、状況に応じて変更があります。

月	行 事 内 容
4 月	(入園・進級式)(お迎え遠足)(家庭面談)
5 月	(内科・歯科検診)(家庭面談)(芋さし・夏野菜植え)
6 月	(虫歯予防集会)(前期検尿)
7 月	(七夕会)(保育参観・子育て講座)
8 月	
9 月	(ふれあい運動会)
10 月	(内科・歯科検診)(バス園外保育)(保育参観・子育て講座)
11 月	(保育参観・子育て講座)(生活発表会)
12 月	(クリスマス会)(後期検尿)
1 月	(親子ふれあい会・例:風揚げ会)(年長児保育参観・子育て講座)
2 月	(節分豆まき会)(お別れ遠足)(チューリップ展:幼児造形絵画展)
3 月	(ひな祭り会)(卒園式)

19. 虐待防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 通年を通して、職員に対して虐待防止の啓蒙や研修等を実施
- ② 虐待防止や不適切な保育の防止の為に「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」(全国保育士会作成)を用いて保育の振り返りを行い、保育の質の向上を図ります。

認定こども園 武雄くらら園

〒849-2302

佐賀県武雄市山内町大字鳥海9681-1

TEL:0954-45-2056